

給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出チェックリスト

eLTAX提出用

～提出前に再度ご確認ください～

	チェック項目		補足										
総括表	☐	事業所担当者の連絡先（および関与税理士等の連絡先）を入力していますか？	報告書の内容に不明点があった場合に、問い合わせのための連絡先が必要となります。										
	☐	事業所の指定番号を入力していますか？	指定番号（9から始まる8桁の番号）は前年度の特別徴収税額通知書等にてご確認くださいませ。※新規の場合は、空欄のままで構いません。										
	※泉佐野市から総括表用紙が届いた場合であっても、eLTAX利用のときは郵送での総括表提出は必要ありません。												
個人別明細書	☐	本人について、 <u>氏名フリガナ・生年月日・住所・個人番号（マイナンバー）</u> の入力漏れはありませんか？	個人が特定できない場合があるため、正しく入力してください。										
	☐	扶養親族等がいる場合、 <u>氏名フリガナ・個人番号（マイナンバー）</u> の入力漏れはありませんか？	扶養親族等が特定できない場合があるため、正しく入力してください。										
	☐	普通徴収対象者がいる場合、切替理由（略号a～d）を摘要欄の最初に入力し、普通徴収欄にチェックをしていますか？	<table border="1"><thead><tr><th>略号</th><th>普通徴収への切替理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>a</td><td>退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者</td></tr><tr><td>b</td><td>給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない人</td></tr><tr><td>c</td><td>給与の支払期間が不定期の人（例：給与の支払が毎月ではない）</td></tr><tr><td>d</td><td>他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている人（乙欄適用者）</td></tr></tbody></table> a～d以外の切替理由は認められません。	略号	普通徴収への切替理由	a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない人	c	給与の支払期間が不定期の人（例：給与の支払が毎月ではない）	d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている人（乙欄適用者）
	略号	普通徴収への切替理由											
	a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者											
	b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない人											
	c	給与の支払期間が不定期の人（例：給与の支払が毎月ではない）											
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている人（乙欄適用者）												
☐	前職分の給与を含む場合、支払者の名称・住所・支払金額・社会保険料・源泉徴収税額・退職日を入力していますか？	前職分が2社以上ある場合は、全てがわかるように摘要欄に入力してください。											
☐	年金特別徴収分の社会保険料を含む場合、その旨を摘要欄に入力していますか？	例：「年金特別徴収分の介護保険料〇〇〇〇円を含む」											
☐	令和7年1月1日現在、泉佐野市に住所または居所を有する人のみとなっていますか？	提出先市町村に誤りがないか再度ご確認ください。											
※支払金額が30万円以下の退職者や短期雇用者等についても、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。													
データ送信	☐	誤って2回連続でデータ送信をしないよう注意してください。	同時間帯に2回連続で同じデータが届くケースが多く見受けられます。※本市にて同データと判断できる場合は、後に受信したデータを採用します。										
	☐	再提出する場合、「追加」「訂正」のいずれかにチェックが入っていますか？	金額が異なる報告書が届いた場合に、「訂正分」と判断できずに2件分を合算してしまう可能性があるため、必ず「訂正分」として提出してください。										

作成方法詳細については、国税庁ホームページ「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご参照ください。

給与支払報告書提出
に関するお問合せ先

令和7年1月31日までに提出してください。

泉佐野市 税務課 市民税係 TEL072-463-1212(代)（内線2134～2137）

eLTAXの操作方法等につきましては、eLTAXサポートデスク等へ直接お問合せください。